



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（空港課） ..... 1
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課） ..... 6

### 告 示

- 沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示（農林水産総務課） ..... 6
- 沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示（農林水産総務課） ..... 6
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定・6件（海岸防災課） ..... 7
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・8件（北部土木事務所） ..... 16
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定（中部土木事務所） ..... 18
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・9件（南部土木事務所） ..... 19
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・6件（宮古土木事務所） ..... 21
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（八重山土木事務所） ..... 23
- 収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示（会計課） ..... 23

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） ..... 24

### 訓 令

- 協同組合嘱託検査員設置規程を廃止する訓令（農林水産総務課） ..... 24
- 農業安全指導員設置規程を廃止する訓令（営農支援課） ..... 24
- 土地改良財産管理嘱託員設置規程を廃止する訓令（農地農村整備課） ..... 25
- 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令（用地課） ..... 25

### 企業局事項

- 沖縄県企業局職務発明等に関する規程 ..... 26
- 沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程 ..... 31

### 公安委員会事項

- 公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則 ..... 31
- 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 ..... 33
- 警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示 ..... 34
- 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示 ..... 36

## 規 則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第14号

#### 沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第2項中「すみやかに前項」を「速やかに同項」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条の見出しを「(消火救難活動等)」に改め、同条第1号中「消火救難活動」を「消火救難活動」に改め、同条第3号中「第14号様式」を「第15号様式」に、「第15号様式」を「第16号様式」に、「第16号様式」を「第17号様式」に、「第17号様式」を「第18号様式」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第11号様式」を「第12号様式」に、「第12号様式」を「第13号様式」に、「第13号様式」を「第14号様式」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第3項中「一に」を「いずれかに」に改め、「減額する」の次に「ものとし、その減額する額は、駐車料の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする」を加え、同項第1号中「場合」を「場合 5割」に改め、同号に次のように加える。

オ 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳

第13条第3項第2号中「場合」を「場合 知事が認める割合」に改め、同条第4項を削り、同条を第14条とする。

第12条中「指定駐車場に自動車を駐車させている者が」を削り、「第10号様式」を「第11号様式」に、「指示」を「、指示」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「1月」を「1月を」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第12条とする。

2 定期駐車券の交付を受けようとする者は、定期駐車券交付申込書(第10号様式)により、知事にその交付を申し込まなければならない。

第10条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「納付」を「納付し、」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項ただし書中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項中「空港内営業許可申請書(第7号様式)」を「、空港内営業許可申請書(第8号様式)」に改め、同条第2項中「営業休廃止届書(第8号様式)」を「、営業休廃止届書(第9号様式)」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「危険物等取扱許可申請書(第4号様式)」を「、危険物等取扱許可申請書(第5号様式)」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第3号様式」を「、第4号様式」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(制限重量超過航空機使用許可)

第4条 条例第5条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限重量超過航空機使用許可申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

第1号様式中「氏名又は名称  」を

「氏名又は名称   に、  
電話番号  」

5	使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
6	就航路線	空港～ 空港～ 空港
7	空港施設の点検等の方法	
8	運用時間外使用の理由	

を

5	使用予定航空機の騒音値	E P Nデシベル
6	使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

に改め、

7	就航路線	空港～	空港～	空港
8	空港施設の点検等の方法			
9	運用時間外使用の理由			

同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改める。

第2号様式中「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に、  
電話番号」

3	使用目的	(7) 定期航空運送事業 (イ) 不定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (エ) その他	を
4	使用航空機の型式及び国籍登録番号	(7) 型 式 (イ) 国籍登録番号	

3	使用目的	(7) 定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (イ) 不定期航空運送事業 (エ) その他	に改め、
4	使用航空機の型式、国籍登録番号、 最大離陸重量及び騒音値	(7) 型式 (イ) 国籍登録番号 (ウ) 最大離陸重量 (エ) 騒音値 トン E P N デシベル	

同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改める。

第14号様式を削る。

第13号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第14号様式とする。

第12号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第13号様式とする。

第11号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第12号様式とする。

第10号様式中「第12条関係」を「第13条関係」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第11号様式とする。

第9号様式中「第11条関係」を「第12条関係」に改め、同様式注3中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に「空港内営業休（廃）止届書」を「空港内営業休廃止届  
書」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規  
格」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「氏名又は名称 ㊟」を

「氏名又は名称 ㊟ に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規

電話番号」に改め、同様式を第7号様式とする。  
 第5号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、同様式を第6号様式とする。  
 第4号様式中「第5条関係」を「第6条関係」に、「危険物取扱許可申請書」を「危険物等取扱許可申請書」に、「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、同様式を第5号様式とする。  
 第3号様式中「第4号関係」を「第5条関係」に改め、同様式を第4号様式とし、第2号様式の次に次の1様式を加える。

**第3号様式（第4条関係）**

制限重量超過航空機使用許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所又は事務所の所在地  
 氏名又は名称  
 電話番号

次のとおり、制限重量を超える航空機により空港施設を使用したいので、沖縄県空港の設置及び管理に関する条例第5条第1項ただし書の規定により許可くださるよう申請します。

1	使用しようとする空港名	空港
2	使用しようとする空港施設	(7) 着陸帯 (イ) 誘導路 (ウ) エプロン
3	使用目的	(7) 定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (イ) 不定期航空運送事業 (エ) その他
4	使用航空機の型式、国籍登録番号、最大離陸重量及び騒音値	(7) 型式 (イ) 国籍登録番号 (ウ) 最大離陸重量 トン (エ) 騒音値 EPNデシベル
5	使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
6	就航路線	空港～ 空港～ 空港
7	制限重量を超える航空機を使用しようとする理由	
8	その他	
※1 着陸料等 ※2 納入通知書発行年月日 年 月 日 ※3 着陸料等納入期限 年 月 日 ※4 取扱者 職名 氏名 備考 1 2の欄は該当するものを○で囲むこと。 2 ※は、申請人において記入しないこと。		

注 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第17号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、同様式を第18号様式とする。

第16号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、同様式を第18号様式とする。

格」に改め、同様式を第17号様式とする。

第15号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に改め、同様式注中「日本工業規格」を「、日本産業規格」に改め、同様式を第16号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

**第15号様式**（第15条関係）

空港管理状況調書

（ 年 月分）

空港名：

担当部課名：

1 使用形態別着陸回数

（単位：回）

	民間機			その他					合計
	定期	その他	小計	国有機等	自衛隊機	米軍機	外国有機	小計	
国際線									
国内線									
合計									

2 航空燃料供給量

（単位：ℓ）

ジェット燃料 (JET A-1等)	その他燃料 (AV GAS)	合計

3 航空旅客数

（単位：人）

		国際線	国内線	合計
乗客	外国人			
	日本人			
	小計			
降客	外国人			
	日本人			
	小計			
通過客				
遊覧飛行客				
合計				

4 航空貨物・航空郵便取扱量

（単位：kg）

		国際線	国内線	合計
航空貨物取扱数量	積			
	卸			
	合計			
航空郵便取扱数量	積			
	卸			

	合計			
--	----	--	--	--

注 この様式の大きさは、日本産業規格A4とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際改正前の沖縄県空港の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に基づいて印刷された様式については、当分の間、所要の補正を行って使用することができる。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第15号**

**沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第7号様式中 「 11 入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は当該住宅の明渡しの努力をします。  
12 世帯全員が転出する場合は住宅を返還します。 」 を

「 11 連帯保証人が負う債務の極度額は、 円（近傍同種家賃の12箇月分相当分）とする。  
12 入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は当該住宅の明渡しの努力をします。 に改める。  
13 世帯全員が転出する場合は住宅を返還します。 」

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**告 示**

**沖縄県告示第151号**

沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県農業協同組合検査規程の一部を改正する告示**

沖縄県農業協同組合検査規程（昭和60年沖縄県告示第751号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「、農事組合法人及び農業協同組合中央会」を「及び農事組合法人」に改める。

第3条中「及び協同組合囑託検査員」を削る。

**附 則**

この告示は、令和2年3月27日から施行する。

**沖縄県告示第152号**

沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県水産業協同組合検査規程の一部を改正する告示**

沖縄県水産業協同組合検査規程（平成16年沖縄県告示第177号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び協同組合嘱託検査員」を削る。

**附 則**

この告示は、令和2年3月27日から施行する。

**沖縄県告示第153号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第116号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・那89号城東城北線
- 3 事業施行期間 平成26年3月4日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成26年沖縄県告示第116号の事業地のうち那覇市首里石嶺町2丁目地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

**沖縄県告示第154号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
金川(1)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
金川(2)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊差川(3)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊差川(2)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊差川(4)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山田(3)	名護市字田井等及び字振慶名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山田(1)	名護市字親川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
山田(2)	名護市字田井等及び字振慶名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

山田(4)	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(2)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(3)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(4)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(5)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(7)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(9)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(1)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(6)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(8)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
源河(10)	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(1)－1	名護市字古我知及び字我部祖河の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(1)－2	名護市字古我知の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(3)	名護市字古我知の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(2)－1	名護市字古我知の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
古我知(2)－2	名護市字古我知の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(1)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(4)	名護市字田井等及び字振慶名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(3)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(2)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(5)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
田井等(6)	名護市字田井等の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり



仲尾(2)	名護市字仲尾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾(3)	名護市字仲尾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾(1)	名護市字仲尾の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(1)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(2)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(3)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(4)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(5)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
仲尾次(6)	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
振慶名	名護市字振慶名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
為又(1)	名護市字為又の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
為又(2)	名護市字為又の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜瀬(1)	名護市字喜瀬の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜瀬(2)	名護市字喜瀬の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜瀬(3)	名護市字喜瀬の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
幸喜(1)	名護市字幸喜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
幸喜(2)	名護市字幸喜の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
世富慶	名護市字世富慶及び東江五丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大東(2)	名護市字名護、大東三丁目及び大東四丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大東(3)	名護市字名護及び大東三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大東(1)	名護市字名護、大東四丁目及び大東五丁目の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安部(1)	名護市字安部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	図に示す区域		
安部(2)	名護市字安部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安部(3)－1	名護市字安部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安部(3)－2	名護市字安部の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
嘉陽	名護市字嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浦(1)	名護市字大浦の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大浦(2)	名護市字大浦の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(6)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(7)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(1)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(2)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(3)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(4)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(5)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(8)	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(9)－1	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
大川(9)－2	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
汀間	名護市字汀間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
汀間(2)	名護市字汀間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(2)	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚久(1)－1	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚久(1)－2	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚久(1)－3	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	図に示す区域		
楚久(2)－1	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚久(2)－2	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
楚久(2)－3	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(1)	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
二見(3)	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺野古(1)	名護市字辺野古の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
辺野古(2)	名護市字辺野古の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
伊差川209－B14－23	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
伊差川209－B14－24	名護市字伊差川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
稲嶺209－B14－17	名護市字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
稲嶺209－B14－25	名護市字稲嶺の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
田井等209－A14－02	名護市字田井等、字振慶名及び字親川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－A14－04	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－A14－18	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－A14－22	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－B14－26	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－C14－33	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
源河209－C14－34	名護市字源河の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
真喜屋209－A14－10	名護市字真喜屋の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
仲尾次209－A14－13	名護市字仲尾次の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
嘉陽209－A18－07	名護市字嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

嘉陽209-C18-22	名護市字嘉陽の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大川209-A18-04-1	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大川209-A18-04-2	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大川209-B18-12	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大川209-B18-13	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大川209-C18-24	名護市字大川の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
村原209-A18-08	名護市字汀間の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
天仁屋209-B19-01	名護市字天仁屋の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
二見209-A18-02	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
二見209-C18-25	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
二見209-C18-26	名護市字二見の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
喜瀬209-C17-14	名護市字喜瀬の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
世富慶209-A17-06	名護市字世富慶の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
世富慶209-C17-12	名護市字世富慶の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
大東209-A13-36	名護市字名護及び大東三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
東江209-A17-03	名護市字名護及び東江三丁目の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
東江209-A17-04	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
東江209-C17-11	名護市字名護及び東江二丁目の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び名護市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第155号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
屋慶名(4)	うるま市与那城字屋慶名の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及びうるま市役所において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第156号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
桑江	北谷町字桑江の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(1)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(2)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(3)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(4)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(5)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(6)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(7)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(8)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(9)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(10)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(11)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(13)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(14)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(15)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
吉原(16)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	図に示す区域		
吉原(17)	北谷町字吉原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
玉上(1)	北谷町字玉上の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
玉上(2)	北谷町字玉上の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北谷町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第157号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
島袋(1)-1	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(1)-2	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(1)-3	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(2)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
島袋(3)	北中城村字島袋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜舎場(1)	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
喜舎場(2)	北中城村字喜舎場の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡口(1)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
渡口(2)	北中城村字渡口の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
荻道	北中城村字荻道及び字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安谷屋(1)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安谷屋(2)	北中城村字荻道及び字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
安谷屋(3)	北中城村字安谷屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
和仁屋327-A27-03	北中城村字和仁屋及び字熱田の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び北中城村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第158号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
新垣(1)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
新垣(2)	中城村字新垣の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
北上原(1)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
北上原(2)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
北上原(3)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
北上原(4)	中城村字北上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南上原(1)	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南上原(2)－1	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
南上原(2)－2	中城村字南上原の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
奥間328－A27－05	中城村字奥間の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
当間328－A27－07	中城村字当間の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
津覇328－A30－04	中城村字津覇の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び中城村役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第159号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
棚原(2)	西原町字棚原及び棚原一丁目の区	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

	域のうち、次の図に示す区域		
西原翁長(1)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西原翁長(2)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西原翁長(3)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西原翁長(4)	西原町字翁長及び字幸地の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西原翁長(5)	西原町字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
西原内間	西原町字内間の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
与那川	西原町字小橋川の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
鏡見謝	西原町字津花波の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
小那覇	西原町字掛保久の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉屋	西原町字呉屋の区域のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
呉屋329-C30-19	西原町字呉屋及び字翁長の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり
桃原329-A30-07	西原町字桃原の区域のうち、次の図に示す区域	土石流	次の図に示すとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県中部土木事務所及び西原町役場において縦覧に供する。)

**沖縄県告示第160号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年7月1日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又為又原1174番51の一部及び1174番67
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 44.63メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第161号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日



沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年7月1日
- 3 指定に係る道路の位置 本部町字健堅健堅原592番2、593番2及び593番2地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.93メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

---

**沖縄県告示第162号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年7月3日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市大北三丁目4621番11、4621番29、4621番30、4621番31及び4711番33
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 41.52メートル
  - (2) 幅員 4.98メートル

---

**沖縄県告示第163号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年7月22日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又湯比井原199番1、199番6及び199番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 14.50メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル～6.05メートル

---

**沖縄県告示第164号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年9月20日
  - 3 指定に係る道路の位置 本部町字瀬底安地原2268番5
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 61.71メートル
    - (2) 幅員 4.00メートル～6.00メートル
-

**沖縄県告示第165号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年10月25日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字宮里志味屋原877番1、895番2、895番5、895番6、897番2、898番3及び903番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 53.95メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル～6.00メートル

**沖縄県告示第166号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年12月23日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字親川多幸田618番9及び618番10
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 74.70メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル～6.31メートル

**沖縄県告示第167号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県北部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年1月20日
- 3 指定に係る道路の位置 名護市字為又大又原742番115、1015番38、1015番39、1015番40、1015番42、1015番46、1015番48、1015番50、1020番3、1021番8、1021番11、1021番12、1021番15、1022番6、1022番7、1022番8及び1025番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 120.66メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

**沖縄県告示第168号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年9月26日
  - 3 指定に係る道路の位置 読谷村字瀬名波瀬名波原57番2、59番3及び59番3地先里道
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 24.34メートル
    - (2) 幅員 4.50メートル
- 

**沖縄県告示第169号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年6月28日
  - 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字百名安里門原573番18
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 35.00メートル
    - (2) 幅員 5.00メートル
- 

**沖縄県告示第170号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年7月12日
  - 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字平良大城原234番4及び236番14
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 34.72メートル
    - (2) 幅員 4.10メートル
- 

**沖縄県告示第171号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年7月26日
  - 3 指定に係る道路の位置 南城市佐敷字新里運座原562番1
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 22.40メートル
    - (2) 幅員 5.00メートル
- 

**沖縄県告示第172号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年10月2日
- 3 指定に係る道路の位置 南風原町字兼城西平原301番2、301番3、302番2、302番3、302番11及び302番12
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 34.56メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

#### 沖縄県告示第173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年10月4日
- 3 指定に係る道路の位置 八重瀬町字屋宜原波平原55番4、56番7、56番8及び56番12
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 21.85メートル
  - (2) 幅員 4.00メートル

#### 沖縄県告示第174号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年11月14日
- 3 指定に係る道路の位置 豊見城市字我那覇漢謝原319番1、322番1、322番3、322番4、322番5、322番6、323番1及び323番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 35.00メートル
  - (2) 幅員 4.50メートル

#### 沖縄県告示第175号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年2月7日

- 3 指定に係る道路の位置 南城市大里字仲間三良原619番14
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 51.93メートル
    - (2) 幅員 5.00メートル
- 

**沖縄県告示第176号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和2年2月7日
  - 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字船越赤増原684番8、685番4、685番6、685番9及び685番12
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 54.32メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

**沖縄県告示第177号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和2年2月28日
  - 3 指定に係る道路の位置 南城市玉城字愛地寅野原329番8、330番6、370番8及び329番8地先里道
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 64.30メートル
    - (2) 幅員 6.20メートル～7.00メートル
- 

**沖縄県告示第178号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年8月21日
  - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字下里南原495番4
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 59.85メートル
    - (2) 幅員 6.05メートル
- 

**沖縄県告示第179号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年10月17日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ウエバリ540番4及び541番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 32.00メートル
  - (2) 幅員 6.05メートル

#### 沖縄県告示第180号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和元年10月23日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝スキラ631番4
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 65.91メートル
  - (2) 幅員 6.00メートル

#### 沖縄県告示第181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年1月14日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝上原1023番6及び1023番9
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 71.02メートル
  - (2) 幅員 5.00メートル

#### 沖縄県告示第182号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年2月5日
- 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字松原ウエバリ510番2、528番3、528番4、528番12、528番13、528番14及び529番2
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 39.20メートル

(2) 幅員 6.00メートル～6.10メートル

---

#### 沖縄県告示第183号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県宮古土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県宮古土木事務所長 平 良 勝 一

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和2年2月26日
  - 3 指定に係る道路の位置 宮古島市平良字久貝ムイ原839番9
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 70.28メートル
    - (2) 幅員 6.10メートル
- 

#### 沖縄県告示第184号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県八重山土木事務所長 勢 理 客 武

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 平成30年9月5日
  - 3 指定に係る道路の位置 石垣市字登野城マチャフチャ1259番1、1259番11及び1259番12
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 95.75メートル
    - (2) 幅員 4.70メートル～6.00メートル
- 

#### 沖縄県告示第185号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県八重山土木事務所において閲覧に供する。

令和2年3月27日

沖縄県八重山土木事務所長 勢 理 客 武

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
  - 2 指定の年月日 令和元年7月17日
  - 3 指定に係る道路の位置 石垣市字登野城仲須目988番19
  - 4 指定に係る道路の延長及び幅員
    - (1) 延長 67.58メートル
    - (2) 幅員 6.00メートル
- 

#### 沖縄県告示第186号

昭和58年沖縄県告示第218号（収納代理金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

収納代理金融機関の名称、所在地、取扱店舗及び取扱事務の範囲の表株式会社商工組合中央金庫の項を削

り、同表注ただし書を削る。

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月8日 沖縄県指令土第732号、令和2年2月27日 沖縄県指令土第90号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字掛保久前原68番3ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、下水道及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都武蔵野市境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 千葉雄二郎
- 5 検査済証番号 令和2年3月12日 第4634号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月21日 沖縄県指令土第465号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城世名城原213番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1429番地2メゾンアンデス2-B号室 田仲優
- 5 検査済証番号 令和2年3月12日 第4635号
- 6 工事完了年月日 令和2年2月27日

## 訓 令

### 沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

協同組合嘱託検査員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 協同組合嘱託検査員設置規程を廃止する訓令

協同組合嘱託検査員設置規程（平成14年沖縄県訓令第21号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

### 沖縄県訓令第11号

農 林 水 産 部

農薬安全指導員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。



令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**農業安全指導員設置規程を廃止する訓令**

農業安全指導員設置規程（昭和52年沖縄県訓令第3号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

**沖縄県訓令第12号**

農 林 水 産 部

土地改良財産管理嘱託員設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**土地改良財産管理嘱託員設置規程を廃止する訓令**

土地改良財産管理嘱託員設置規程（平成22年沖縄県訓令第2号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

**沖縄県訓令第13号**

知 事 部 局

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令**

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和50年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第41条」に、「第41条—第46条」を「第42条—第47条」に、「第47条—第49条」を「第48条—第50条」に、「第50条—第53条」を「第51条—第54条」に、「第54条—第56条」を「第55条—第57条」に、「第57条—第59条」を「第58条—第60条」に、「第60条—第65条」を「第61条—第66条」に、「第66条—第68条」を「第67条—第69条」に、「第69条」を「第70条」に改める。

第7条中「よりがたい」を「より難しい」に改める。

第18条第1項第2号中「第42条第1項第2号ア」を「第43条第1項第2号ア」に改め、同項第4号中「第43条第1項第2号ア」を「第44条第1項第2号ア」に改め、同項第5号中「第43条第1項第3号」を「第44条第1項第3号」に改め、同項第6号中「第44条第2項第1号」を「第45条第2項第1号」に改める。

第27条第2項中「第63条」を「第64条」に改める。

第30条第1項中「第33条」を「第34条」に、「第46条」を「第47条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第1項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。

第69条を第70条とする。

第5章中第68条を第69条とし、第67条を第68条とする。

第66条中「みぞ、かき、さく」を「溝、垣、柵」に改め、同条を第67条とする。

第4章第7節中第65条を第66条とし、第60条から第64条までを1条ずつ繰り下げる。

第59条第1項中「すべて」を「全て」に改め、第4章第6節中同条を第60条とする。

第58条中「第66条」を「第67条」に、「みぞ、かき、さく、」を「溝、垣、柵」に改め、同条を第59条とし、第57条を第58条とする。

第56条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、第4章第5節中同条を第57条とし、第55条を第56条とする。

第54条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、同条を第55条とし、第4章第4節中第53条を第54条とする。

第52条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、同条を第53条とし、第51条を第52条とする。

第50条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、同条を第51条とする。

第49条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、第4章第3節中同条を第50条とし、第48条を第49条とする。

第47条第2項中「第68条」を「第69条」に改め、同条を第48条とし、第4章第2節中第46条を第47条とする。

第45条第1項中「第41条」を「第42条」に改め、同条を第46条とし、第44条を第45条とし、第41条から第43条までを1条ずつ繰り下げる。

第40条第2項中「及び借家人」を「、借家人及び配偶者居住権を有する者」に、「第48条、第51条及び第55条」を「第49条、第52条及び第56条」に改め、第4章第1節中同条を第41条とし、第39条を第40条とし、第33条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第32条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第33条とし、第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)

**第31条** 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となっている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第1項後段の規定により補償することとなった建物が配偶者居住権の目的となっている場合についても、同様とする。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

## 企 業 局 事 項

### 沖縄県企業局管理規程第3号

沖縄県企業局職務発明等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

#### 沖縄県企業局職務発明等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県企業局職員（以下「職員」という。）がした職務発明等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。
- (2) 考案 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案をいう。
- (3) 意匠 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。
- (4) 発明等 発明、考案及び意匠の創作をいう。
- (5) 実施 特許法第2条第3項、実用新案法第2条第3項及び意匠法第2条第2項に規定する実施をいう。
- (6) 勤務発明等 職員がその勤務に関してした発明等をいう。
- (7) 職務発明等 勤務発明等であって、その内容が当該発明等をした職員が所属し、又は所属していた機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該発明等をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (8) 特許等 特許法第29条第1項の規定による特許、実用新案法第3条第1項の規定による実用新案登録及び意匠法第3条第1項の規定による意匠登録をいう。
- (9) 特許等の出願 特許法第36条の特許出願、実用新案法第5条の実用新案登録出願及び意匠法第6条の意匠登録出願をいう。

- (10) 特許権等 特許法第66条第1項に規定する特許権、実用新案法第14条第1項に規定する実用新案権及び意匠法第20条第1項に規定する意匠権をいう。
- (11) 発明者 勤務発明等をした職員をいう。
- (12) 所属長 沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）に定める本庁の課長及び出先機関の長をいう。
- (13) 管理者 沖縄県公営企業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第30号）第4条第1項に規定する管理者をいう。
- （権利の承継）

**第3条** 県は、この規程の定めるところにより、職務発明等に係る特許等を受ける権利又は特許権等を承継することができる。

（勤務発明等の届出等）

**第4条** 職員は、勤務発明等をしたときは、速やかに、勤務発明等届（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、所属長を経由して管理者に届け出なければならない。

- (1) 発明又は考案にあつては当該発明又は考案の詳細な説明を記載した書類及び図面、意匠の創作にあつては当該意匠を記載した図面又はこれに代わる写真、ひな形若しくは見本
- (2) 発明等をするに至った経緯を記載した書類
- (3) 発明等が2人以上の者によって共同してなされた場合には、当該発明等をした者相互間の持分の割合及びその根拠を記載した書類
- (4) その他管理者が必要と認めた書類

2 所属長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、当該届出に関する書類に意見書（第2号様式）を添付して、管理者に提出しなければならない。

（届出に対する認定等）

**第5条** 管理者は、前条第1項に規定する届出があつたときは、速やかに、当該届出に係る発明等が職務発明等であるかどうかを認定し、職務発明等であると認定したときは、当該発明等について県が特許等を受ける権利又は特許権等を承継するかどうかを決定するものとする。

2 管理者は、前項の規定により職務発明等でないと認定した発明等について、発明者から特許等を受ける権利又は特許権等を県に譲渡したい旨の申出があつたときは、速やかに、当該権利を承継するかどうかを決定するものとする。

（特許等を受ける権利又は特許権等の譲渡義務）

**第6条** 発明者は、管理者が前条の規定により県が特許等を受ける権利又は特許権等を承継すると決定したときは、速やかに、譲渡書（第3号様式）を管理者に提出し、その権利を県に譲渡しなければならない。

（特許等の出願）

**第7条** 管理者は、県が承継すると決定した特許等を受ける権利について前条の譲渡書の提出があつたときには、速やかに特許等の出願を行うものとする。

2 発明者は、第5条の規定により、当該発明等について特許等を受ける権利を県が承継しないと決定した後でなければ、特許等の出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許等の出願を行う必要があるときは、この限りでない。

3 発明者は、前項ただし書の規定により特許等の出願を行ったときは、直ちに、特許等出願届（第4号様式）に当該特許等出願に関する書類の写しを添付して所属長を経由して管理者に提出しなければならない。

（第三者への権利譲渡の制限）

**第8条** 発明者は、第5条の規定により、県が特許等を受ける権利又は特許権等を承継しないと決定した後でなければ、特許等を受ける権利又は特許権等を第三者に譲渡してはならない。

（登録補償金の支払）

**第9条** 管理者は、県が第6条の規定により特許権等を取得したとき、又は第7条の規定により特許等の出願をした発明等について特許権等を取得したときは、当該発明者に対し、特許権にあつては権利1件につき2万円、実用新案権及び意匠権にあつては1万5千円の登録補償金を支払うものとする。

（実施補償金の支払）

**第10条** 管理者は、第6条の規定により、県が取得した特許等を受ける権利又は特許等の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入実績に応じ、翌年5

月31日までに、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の実施補償金を支払うものとする。

(1) 県が自ら当該特許権等を実施し、又は特許等に係る発明等の実施を県以外の者に許諾して収入を得た場合 当該得た収入を次のアからエまでに掲げる金額に区分して、それぞれ当該アからエまでに定める割合を乗じて得た額を合算した額

ア 30万円以下の金額 100分の30

イ 30万円を超え50万円以下の金額 100分の20

ウ 50万円を超え100万円以下の金額 100分の10

エ 100万円を超える金額 100分の5

(2) 県が当該特許等を受ける権利又は特許権等を譲渡して収入を得た場合 収入額の100分の30以内の金額

2 管理者は、特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に算定する実施補償金を支払うことができる。

(発明者の負担した出願費用の支払)

**第11条** 管理者は、第6条の規定により県が特許等を受ける権利又は特許権等を承継した場合において、発明者が既に特許等の出願に要する費用を支出しているときは、当該発明者の申出により、当該費用を発明者に支払うものとする。

(通知)

**第12条** 管理者は、次に掲げる場合には、当該発明者に対し、速やかに、その旨を所属長を経由して文書で通知するものとする。

(1) 第5条の規定による認定又は決定を行ったとき。

(2) 第9条及び第10条の規定による補償金の支払の決定を行ったとき。

(3) 前条の規定による出願費用の支払の決定を行ったとき。

(共同発明者に対する補償)

**第13条** 第9条及び第10条の規定による補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

**第14条** 第9条及び第10条の規定による補償金並びに第11条の規定による費用の支払を受ける権利は、当該発明者が退職した後も存続するものとする。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

(不服の申立て)

**第15条** 発明者は、その発明等にかかる第5条第1項の規定による認定若しくは決定又は第10条第2項に規定する補償金の支払の決定に対して不服があるときは、第12条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、不服申立書(第5号様式)により所属長を経由して管理者に不服の申立てをすることができる。

2 管理者は、前項の不服の申立てを受けたときは、不服の申立てに対する決定を行い、不服の申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内に、その結果を所属長を経由して当該不服の申立てを行った発明者に通知するものとする。

(職務発明等審査会)

**第16条** この規程を施行するために必要な次に掲げる事項を審議するため、沖縄県企業局職務発明等審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 第5条の規定による認定及び決定に関すること。

(2) 第10条第2項の補償金の額の決定に関すること。

(3) 前条第2項の規定による不服申立てに対する決定に関すること。

(4) その他管理者が必要と認める事項

(審査会の組織等)

**第17条** 審査会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、企業企画統括監をもって充て、会務を総理し、会議を招集し、会議の議長となる。

3 副会長は、企業技術統括監をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 委員は、沖縄県企業局組織規程に定める本庁の課長及び出先機関の長をもって充てる。

- 5 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、発明者その他の職員及び専門的知識を有する者の出席を求めて質問し、又は意見を聴くことができる。
- 6 審査会の庶務は、経理課において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会に関する事項は、管理者が別に定める。  
(秘密の保持)

**第18条** 発明者、審査会の会長、副会長及び委員その他の関係者は、発明等の内容並びに発明者及び県の利害に関係ある事項について、必要な期間、その秘密を守らなければならない。  
(外国特許等の出願)

**第19条** 管理者は、第6条の規定により県が特許等を受ける権利又は特許権等を承継した職務発明等について、外国特許権等を取得する必要があると認めるときは、外国特許等の出願を行うものとする。  
(その他)

**第20条** この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**第1号様式 (第4条関係)**

勤務発明等届

年 月 日

沖縄県公営企業管理者 殿

発明者  
所 属  
職氏名 印

下記の発明（考案・意匠の創作）をしたので、沖縄県企業局職務発明等に関する規程第4条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

発明（考案・意匠に係る物品）の名称					
共同による 勤務発明等	発明者	所属	職名	氏名	持分
発明（考案・意匠に係る物品）の概要					
職務発明等に該当するかどうかに関する意見					

注 「持分」の欄は、特許等を受ける権利の持分を記入すること。

**第2号様式 (第4条関係)**

意見書

年 月 日

沖縄県公営企業管理者 殿

所属長  
氏 名 印

年 月 日付けで届出のあった発明（考案・意匠）について、沖縄県企業局職務発明等に関する規程第4条第2項の規定により、下記のとおり意見を申し述べます。

記

発明（考案・意匠に係る物品）の名称					
共同による 勤務発明等	発明者	所属	職名	氏名	持分
職務発明等に該当するかどうかに関する意見					
特許権等の取得の可能性に関する意見					
特許等を受ける権利の承継に関する意見					
持分に関する意見					

注 「持分」の欄は、特許等を受ける権利の持分を記入すること。

第3号様式（第6条関係）

譲渡書

年 月 日

沖縄県公営企業管理者 殿

発明者  
所 属  
職氏名 印

下記の発明（考案・意匠）に係る特許（実用新案登録・意匠登録）を受ける権利を沖縄県企業局職務発明等に関する規程第6条の規定により、沖縄県企業局に譲渡します。

記

発明（考案・意匠）の名称

備考 発明者が2人以上の者によって共同してなされた場合は、所属及び職氏名を連記すること。

第4号様式（第7条関係）

特許等出願届

年 月 日

沖縄県公営企業管理者 殿

発明者  
所 属  
職氏名 印

沖縄県企業局職務発明等に関する規程第7条第2項ただし書の規定により発明者の名義で特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願）をしたので、同条第3項の規定により特許出願（実用新案登録出願・意匠登録出願）に関する書類の写しを添えて届け出ます。

記

- 1 発明（考案・意匠）の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号
- 4 緊急に出願を行った理由

備考 発明者が2人以上の者によって共同してなされた場合は、所属及び職氏名を連記すること。  
第5号様式（第15条関係）

不服申立書

年 月 日

沖縄県公営企業管理者 殿

発明者  
所 属  
職氏名 印

下記の発明（考案・意匠）について、 年 月 日付け第 号の認定（決定）に不服があるので、沖縄県企業局職務発明等に関する規程第15条第1項の規定により不服の申立てをします。

記

- 1 発明（考案・意匠）の名称
- 2 通知を受けた年月日
- 3 不服の理由

備考 不服の申立てに係る決定通知書の写しを添付すること。

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和2年3月27日

沖縄県公営企業管理者  
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局組織規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局組織規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。  
第9条第2項の表沖縄県企業局北谷浄水管理事務所の項中「及び栗国浄水場」を「、栗国浄水場及び北大東浄水場」に改める。

附 則

この規程は、令和2年3月30日から施行する。

**公安委員会事項**

沖縄県公安委員会規則第5号

公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和2年3月27日

沖縄県公安委員会

公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所又は居所  
(フリガナ)  
氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )  
 (担当者氏名) (電話番号 - - )  
 (法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)  
 連絡先(個人が請求する場合に限る。) (電話番号 - - )  
 (  自宅  勤務先  携帯等)

沖縄県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る公文書の名称 (開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項)	
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(聴取及び視聴を含む。) 次のうちいずれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望(「写しの交付」欄も要記入) ) <input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」 次のうちいずれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 用紙( <input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他 ( ) ) 「交付方法」 次のうちいずれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送 )

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 1の欄には、知りたいと思う事項や年度又は期間など公文書を特定できる程度に具体的に記入してください。

<職員記入欄>下記の欄は、記入しないでください。

事務担当所属 備考	(電話番号 ( ) 部 課(所・隊) - 内線 )
--------------	---------------------------

(用紙 日本産業規格A4版)

「住所又は居所  
 氏名又は名称

第3号様式中 (法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地及び代表者の氏名) を  
 連絡先電話番号 ( ) -  
 (自宅・勤務先) 」

「住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が請求する場合に限る。) (電話番号 - - )

(  自宅  勤務先  携帯等) 該当するにレ印を記入してください。 」

第13号様式を次のように改める。

第13号様式(第6条関係)

公文書の開示に係る意見書



年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名)

(電話番号 - - )

(担当者氏名)

(電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が提出する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が提出する場合に限る。)

(電話番号 - - )

( 自宅  勤務先  携帯等)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

1 公文書を開示されることについての支障の有無	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。
2 開示されると支障がある部分及び支障がある理由	(1) 開示されると支障がある部分 (2) 開示されると支障がある理由
3 公文書の開示に関する意見	

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 「開示されると支障がある。」にレ印を記入した場合には、2の「開示されると支障がある部分及び支障がある理由」欄も記入してください。

3 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

(用紙 日本産業規格A4版)

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**沖縄県公安委員会規則第6号**

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県公安委員会

**沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成18年沖縄県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2号様式(表)中「知りたいのか、」の次に「特定できる程度に」を加え、

2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(送付を希望する) <input type="checkbox"/> その他( )	を
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(聴取及び視聴を含む。)次のうちいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望(「写しの交付」欄も要記入) <input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」次のうちいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 用紙(カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他( )	に

	「交付方法」次のうちいずれかを選択 ( <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送)
--	---

改め、同様式注3中「送付」を「郵送」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県警察本部告示第1号

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県警察本部長 宮 沢 忠 孝

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程（平成14年沖縄県警察本部告示第39号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

年 月 日

沖縄県警察本部長 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先（個人が請求する場合に限る。） (電話番号 - - )

( 自宅  勤務先  携帯等)

沖縄県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 開示請求に係る公文書の名称 (開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項)	
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（聴取及び視聴を含む。）次のうちいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望（「写しの交付」欄も要記入） <input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」次のうちいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 用紙（ <input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望） <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他（ 「交付方法」次のうちいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 1の欄には、知りたいと思う事項や年度又は期間など公文書を特定できる程度に具体的に記入してください。

<職員記入欄>下記の欄は、記入しないでください。

	部 課 (所・隊)
--	-----------

事務担当所属	(電話番号 ( ) - 内線 ( ))
備考	

(用紙 日本産業規格A4版)

「住所又は居所

氏名又は名称

第3号様式中 (法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地及び代表者の氏名) を  
連絡先電話番号 ( ) -  
(自宅・勤務先) 」

「住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

に改める。

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が請求する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が請求する場合に限る。) (電話番号 - - )

( 自宅  勤務先  携帯等) 該当するにレ印を記入してください。」

第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第6条関係)

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

沖縄県警察本部長 殿

住所又は居所

(フリガナ)

氏名又は名称

(代表者氏名) (電話番号 - - )

(担当者氏名) (電話番号 - - )

(法人その他の団体にあつては、名称、主たる事務所等の所在地、代表者の氏名及び電話番号を記入し、代表者名で担当者が提出する場合は、当該担当者の氏名及び電話番号も記入)

連絡先(個人が提出する場合に限る。) (電話番号 - - )

( 自宅  勤務先  携帯等)

年 月 日付け 第 号で照会のあったことについて、次のとおり回答します。

1 公文書を開示されることについての支障の有無	<input type="checkbox"/> 開示されても支障がない。 <input type="checkbox"/> 開示されると支障がある。
2 開示されると支障がある部分及び支障がある理由	(1) 開示されると支障がある部分 (2) 開示されると支障がある理由
3 公文書の開示に関する意見	

注1 については、該当するものにレ印を記入してください。

2 「開示されると支障がある。」にレ印を記入した場合には、2の「開示されると支障がある部分及び支障がある理由」欄も記入してください。

3 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

(用紙 日本産業規格A4版)

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

沖縄県警察本部告示第2号

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月27日

沖縄県警察本部長 宮 沢 忠 孝

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年沖縄県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（表）中「知りたいのか、」の次に「特定できる程度に」を加え、

2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望する） <input type="checkbox"/> その他（            ）	を
2 開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（聴取及び視聴を含む。）次のうちいずれかを選択 （ <input type="checkbox"/> 閲覧のみを希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分の写しの交付を希望（「写しの交付」欄も要記入）） <input type="checkbox"/> 写しの交付 「写しの区分」次のうちいずれかを選択 （ <input type="checkbox"/> 用紙（ <input type="checkbox"/> カラー部分を含むページは、カラーコピーを希望） <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他（            ）） 「交付方法」次のうちいずれかを選択 （ <input type="checkbox"/> 直接交付 <input type="checkbox"/> 郵送）	に

改め、同様式注3中「送付」を「郵送」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---